

廿日市市文化芸術推進計画策定支援業務委託事業者選定委員会
設置要綱

(設置)

第1条 廿日市市文化芸術推進計画策定支援業務の委託について、公募型プロポーザル方式により提出された提案書類を審査し、受託候補者を選定するため、廿日市市文化芸術推進計画策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 提案書類の審査及び評価に関すること。
- (2) 受託候補者の選定に関すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育部長を、副委員長は教育部生涯学習課長をもって充てる。
- 3 委員は、地域振興部地域振興課長、産業部産業振興課長及び教育部文化財課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行し、受託候補者の決定をもって、その効力を失う。